

建築物空気調和用ダクト清掃業の登録（3号登録）に当たって

建築物空気調和用ダクト清掃業とは、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業である。通常の営業許可とは異なり、当該登録を受けなければ当該事業を行うことができないものではない。

1 登録手続等

(1) 登録手続（新規登録、再登録）

申請書のほか、次の添付書類が必要です。登録の有効期間は6年間です。

申請手数料は新規登録、再登録とも、35,000円（H26.4.1 現在）です。

再登録申請は、有効期間が満了するおおむね1ヶ月前までに行ってください。

なお、登録を受けた営業所は、「登録建築物空気調和用ダクト清掃業」と表示することができます。

《添付書類》

- 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
機械器具が借用の場合、契約書の写し（借用期間は6年以上であること。保健所で原本照合する。）又は貸出証明書を添付すること。
- 空気調和用ダクト清掃作業監督者の氏名を記載した書面及び監督者資格を証明する書類の写し（※ 原本を持参し、保健所の確認を得ること。）
- 従事者研修の実施状況を記載した書面
 - ・ 研修内容は、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法、空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ・ 新規申請の場合、過去1年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を、再登録の場合、過去6年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を記載すること。
 - ・ 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修制度を利用して行った場合、当該登録団体の発行する証明書に代えることができる。
 - ・ 自社で研修を行った場合、使用したテキストや出席者名簿を持参すること。（確認後、返却します。）
- 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面
 - ①作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）、②機械器具等の点検方法、③ダクト清掃に伴って排出されるごみの排出方法、④作業報告作成の手順 が記載されていること。
- 営業所付近見取図
- 定款の写し（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合の場合）

(2) 変更の手続

次の事項に変更があった場合、その日から30日以内に変更届を提出すること。

- ・ 氏名又は名称、住所、法人にあっては、代表者の氏名
- ・ 営業所の名称、所在地、責任者の氏名
- ・ 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
 - ⇒ 【添付書類】機械器具の概要を記載した書面（変更前、変更後）
- ・ ダクト清掃作業監督者 ⇒ 【添付書類】免状、修了証の写し（※原本持参してください。）
- ・ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法
 - ⇒ 【添付書類】作業方法等を記載した書面（変更前、変更後）

(3) 廃止の手続

事業を廃止した場合、その日から30日以内に廃止届を提出すること。

【添付書類】登録証明書

(4) その他

作業報告書（副本）は5年間保管してください。

2 登録基準

(1) 物的要件

次の機械器具等を所有していること（下図参照）。

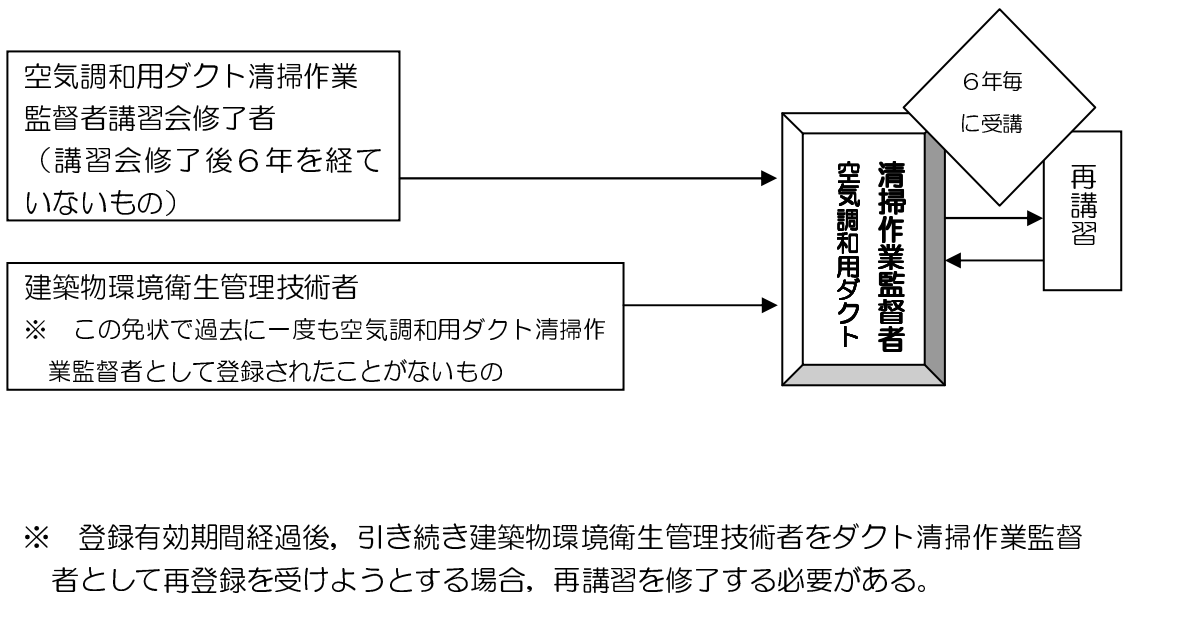
機械器具
① 電気ドリル及びシャー又はニブラ
② 内視鏡（写真を撮影することができるもの）
③ 電子天びん又は化学天びん（1mg以上の分解能を有するもの）
④ コンプレッサー
⑤ 集じん機
⑥ 真空掃除機

(注)物的要件は、原則として借り入れは認められない。また、同一の機械器具で、2ヶ所以上の営業所の登録を受けることはできない。（共用は不可）

(2) 人的要件

① 「空気調和用ダクト清掃作業監督者」がいること（下図参照）。

【空気調和用ダクト清掃作業監督者の資格取得方法】



(注)「空気調和用ダクト清掃作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできない。（兼任不可）

また、他の登録業種（清掃業、空気環境測定業、飲料水貯水槽清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業等）の有資格者としても登録できない。（兼任不可）

さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者との兼任もできない。

② 空気調和用ダクト清掃作業従事者は研修を修了していること。

《従事者の研修について》

実施主体・・・事業者，又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体になって定期的に行われるもの

研修内容・・・空気調和用ダクト清掃に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するもの

指導者の要件・・・空気調和用ダクト清掃作業監督者，建築物環境衛生管理技術者，その他研修の科目について十分な知識，技能を有する者

研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年1回以上受講できること。（年1回とは1日程度で回数を分けて行ってもよい。）

（注）新規登録申請の場合，初回の従事者研修を実施することが新規登録の人的要件の一つになっているので，あらかじめ，研修内容及び方法を十分に検討しておく必要があります。

（3）その他の要件

作業方法，機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

※ 作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示に示す項目にすべて合致する必要があるため，告示内容を十分に把握し，標準的な作業マニュアルを作成してください。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法に係る基準（抜粋）

平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号

平成15年3月25日 厚生労働省告示第118号一部改正

平成16年3月22日 厚生労働省告示第118号一部改正

第3 規則第26条の2第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は，同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 ダクトの配管系統，寸法，形状及び材質を図面等により確認するほか，清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 2 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井，壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため，必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 3 清掃の前後において，ダクト内部の粉塵の堆積状況等を内視鏡により点検するとともに，堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 4 清掃後，送風機を試運転し，ダクト内部に残留した粉塵が室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は，再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 5 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について，定期的に点検し，必要に応じ，整備又は修理を行うこと。
- 6 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は，原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は，あらかじめ，受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに，受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により，受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して，迅速に対応できる体制を整備しておくこと。